

高千穂町告示第5号

令和4年第1回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年1月20日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和4年3月2日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

---

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員	田中 義了議員
佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	本願 和茂議員
中島 早苗議員	馬原 英治議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

---

---

令和4年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和4年3月2日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年3月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和4年度施政方針
- 日程第5 承認第1号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第6 承認第2号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第7 承認第3号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認  
を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第5号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第17 議案第10号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第18 議案第11号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第12号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第13号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第14号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第15号 令和4年度高千穂町一般会計予算

- 日程第23 議案第16号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算  
日程第24 議案第17号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算  
日程第25 議案第18号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算  
日程第26 議案第19号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算  
日程第27 議案第20号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算  
日程第28 議案第21号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第29 議案第22号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算  
日程第30 議案第23号 令和4年度高千穂町水道事業会計予算  
日程第31 議案第24号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告並びに令和4年度施政方針  
日程第5 承認第1号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を  
求めることについて  
日程第6 承認第2号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を  
求めることについて  
日程第7 承認第3号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認  
を求めることについて  
日程第8 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について  
日程第9 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について  
日程第11 議案第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第12 議案第5号 公の施設に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第6号 道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の制定について  
日程第15 議案第8号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第9号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて  
日程第17 議案第10号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第11号）



財政課長	……………	興梶 貴俊	総合政策課長	……………	戸高 雄司
税務課長	……………	林 謙一	町民生活課長	……………	甲斐 利一
企画観光課長	……………	山下 正弘	福祉保険課長	……………	有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長	……………				興梶 晶彦
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 開会前にお知らせしておきます。

本会議は紙ベースのほうの議案集をメインでお願いいたします。タブレットのほうのページ数が合いませんので、紙ベースのほうを主でお願いいたします。タブレットのほうは参考程度、補助程度に扱っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

開会時刻となりました。御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから令和4年第1回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間にしたいと思います。が、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続審査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情2件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告並びに令和4年度施政方針

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告並びに令和4年度施政方針を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会に議員の皆様方には御多用の中に御出席をいただきまして、心から厚く感謝を申し上げます。

開会前に、町議会議員として長年にわたり本町の振興発展に多大な貢献をされた功績により、また、議会の運営及び地域の振興発展への功労が認められ、宮崎県町村議会議長会より表彰の栄に浴されました富高友子議員、富高健一郎議員、工藤博志議員、馬原英治議員に心より敬意を表しますとともに、改めてお祝いを申し上げます。今後とも本町発展のため御尽力を賜りますようお願いし、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

さて、令和4年も既に2か月が経過し、年度末の3月を迎えております。年明けは1月4日に成人式を、5日には昨年実施を見送りました消防出初め式を開催し、日常を取り戻す年にと願っ

たところでしたが、残念ながら現在、全国的に新型コロナウイルス感染症第6波の真ただ中にあり、宮崎県内でも新規感染者数が下げ止まり傾向のため、なかなか収束を見通せない状況にあります。

本町をはじめ、西臼杵管内でも感染報告が相次ぎ、残念ながら本町の教育・保育施設ではクラスターの発生も確認されました。各施設、事業所においては、できる限りの感染予防対策を講じていただいていると認識をしておりますが、密なケアが必要な施設、あるいは家庭内での感染防止対策の難しさを実感したところがございます。

先日、2月26日土曜日と27日日曜日の2日間は、旧高千穂の湯施設を活用し、宮崎県から委託を受けた民間の事業者により、西臼杵郡内居住者を対象とした「無料PCR検査所」を開設していただき、町民の不安解消に努めたところがございます。

2日間で45名が利用され、うち郡内で2名の陽性が確認されたと報告を受けております。

町といたしましては、引き続き感染予防対策の啓発や支援、不安の解消に取り組むとともに、2月16日から開始をした3回目のワクチン接種、今週末からの小児ワクチン接種のスムーズな実施に努めてまいります。

新型コロナの感染拡大により延期してまいりました町制施行100周年事業につきましては、何度も機会を探りながら計画をしておりましたが、2月11日に実施予定でございました「記念ソング」の発表については、年度内の発表ステージイベントは断念をし、年度中に記者発表と動画での配信を計画しております。

また、4回目の計画となりました「NHKのど自慢」につきましては、4月17日日曜日に計画中ですが、実施につきましては、新型コロナの状況を見て最終判断をしたいと考えております。

報道では、都市部で新たに「ステルスオミクロン株」というさらに感染力の強い変異株が広がり兆しを見せているとお聞きしますが、新年度こそは、コロナ禍以前の活気を取り戻し、地域のお祭りやイベントの開催が可能となり、町民の皆様の日常が戻ることを心から願いたいと存じます。

それでは、今後の町政運営に対する所信の一端と当面する町政について御報告を申し上げます。

まず、令和4年度当初予算編成の考え方についてでございます。

背景となる国内の景気の状態についてですが、政府が発表した2月の月例経済報告によりますと、国内景気の基調判断を「持ち直しの動きが続いているものの新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一部に弱さが見られる」との判断が示されているところがございます。

身近なところでも生活に直結する燃料費、食料品等の値上げが続くなど、今後の社会経済活動の復興が見通しにくい状況が続いております。また、これまでの少子高齢化や人口減少問題に加え、脱炭素化、デジタル化の推進等がクローズアップされるなど、町政の課題も刻々と変化して

おります。

令和4年度当初予算においては、「第6次高千穂町総合長期計画」及び「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、町の将来像である「世界に誇る地域資源を活かし、豊かでみんなが輝くまち高千穂」を目指して、町政の各分野において引き続き実効性のある事業に取り組み、本町のさらなる活性化と住民福祉の向上のために努力していく所存でございます。

私も就任以来、様々な分野において、本町の持つすばらしい自然環境や景観、文化、産業、人などの地域資源の優位性や可能性を生かし、将来の持続可能なまちづくりに資する施策に取り組んでまいりましたし、今後もさらに強く取り組んでまいります。

既に実現に至ったものもある中、種をまきつつも花を咲かせるまでには時間のかかる施策もございますので、令和4年度も継続して、目指す姿の実現に向け着実に事業を進めてまいります。

本年度事業としては、特に地域商社、仮称ですが、高千穂まちづくり公社設立や鉄道公園化事業、水力発電設備整備事業等の大型事業を計画しております。

本町の将来を見据え着実に事業を進めてまいりたいと存じます。予算の詳細につきましては、後ほど提案理由において御説明いたします。

なお、新型コロナウイルス関連事業につきましては、今後の状況によって国により示される経済対策の着実な実施に加え、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した独自事業を町の実情に合わせ立案し、効果的に実施してまいり所存でございます。

続いて、当面する町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関するものから御報告をいたします。

初めに、「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店等への時間短縮要請と協力金の状況について御報告をいたします。

1月21日、宮崎県がまん延防止等重点措置の対象県となり、同25日からは県内全市町村が重点措置区域に指定されたことにより、本町内の飲食店等にも宮崎県から時間短縮営業の要請がなされたところです。

当初2月13日までの予定でありましたが、その後期間が延長され、その期間は3月6日までとなっております。

今回、宮崎県独自の要請として、アルコールの提供が一切できないこととなっておりますので、休業されているところも多いようですが、今回も飲食業、夕食を伴う宿泊業、約90施設に御協力をいただいているところでございます。

今回は、国のまん延防止等重点措置の適用を受けておりますので、協力金につきましては、売上規模により1日3万円から10万円の範囲で支給されることになっております。財源は国8割、

県1割、町1割の負担でございます。

協力金の支給に関しましては、2月13日までの前期分については2月14日から申請受付を開始し、順次支給しております。また、2月14日から3月6日までの後期分につきましては、3月7日から申請受付を開始する予定でございます。

3月、4月は人の移動も多く、通常なら飲食の機会も多くなる時期でもあり影響が大きく、少しでも早いコロナの収束を願うばかりでございます。

次に、臨時特別給付金の進捗状況について御報告をいたします。

高校生以下の対象児童がいる子育て世帯に対し、児童1人当たり10万円を給付する「子育て世帯等臨時特別給付金」につきましては、公務員世帯以外の一般世帯に対し、昨年12月24日に給付を行っております。

公務員世帯につきましては、1月11日に申請書を発送し、申請があった世帯から順次給付を行っており、本日現在、828世帯、1,646名、おおよそ98%の給付を完了しているところであります。今後は、広報等行いながら申請漏れのないよう努めてまいります。

次に、住民税非課税世帯等に対する「臨時特別給付金」についてであります。

今回、承認第1号にて専決処分の御承認をお願いいたします一般会計補正予算（第8号）に関するもので、同一世帯全員が令和3年度住民税非課税の世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものであります。

給付条件にあった世帯に対し、2月7日に口座情報などの確認書を発送し、返信があり内容確認が済んだ500世帯分を第1回目として2月25日に給付し、続いて500世帯分を3月4日に給付予定でございます。今後は、広報等行いながら、当分の間は確認書の提出があった世帯から順次まとめて、週1回程度給付を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について御報告をいたします。

御承知のとおり、ワクチンの追加接種（3回目）は、2回目接種日から6か月を経過した医療従事者等に対して昨年12月3日より開始してございまして、今年の1月末からは、高齢者施設入所者と従事者を対象に実施してきたところでございます。

2月16日からは、高千穂町武道館において集団接種を始めておりますが、まず、2回目接種から6か月を経過した65歳以上の高齢者を優先的に、続いて3月末には、64歳以下から18歳以上の方へと順次進めてまいります。

そのほか、県の助言を受け警察官、教職員、保育士等のエッセンシャルワーカーにつきましても、接種の進捗状況を見ながら、2回目接種から6か月の間隔を置いて接種を進めております。

また、今回から接種ワクチンが2回目接種までのファイザー社のものに加え、武田モデルナ社のものが使えるようになっておりますので、国からのワクチン配分に合わせて、今回の集団接種

では当面、武田モデルナ社のワクチンを使用してまいります。

報道等でも案内がありますように、2回目までのワクチンと違ったワクチンを使用する交互接種では、副反応はこれまでのワクチンを接種した場合と同程度と言われておりますし、体の中で作られる抗体の量は増加する傾向にあるとのデータも示されております。このことについては、町民の皆さんが安心して接種を受けられるようチラシ等でお知らせをしているところでございます。

なお、5歳から11歳までの小児接種については、県内各市町村に先駆け、第1回目集団接種を3月5日に、2回目を3月26日に武道館で集団接種の形で行う計画でございます。必要なワクチンにつきましては、早い段階から計画が立ってございましたことから、県に御配慮をいただき、優先的に必要量を確保できるめどが立ったところでございます。

18歳以上を対象とした3回目の接種済み者は、2月末現在で2,313名、約20%、うち高齢者613名、約12%であり、順調に進めば4月中に18歳以上の集団接種を終了する予定でございます。

参考まで、1・2回目の接種率についてですが、1回目が約93%、2回目が約92%と高い数値となっております。これは県内各市町村では3番目に高い接種率となっており、人口5,000人以上の市町村では一番高い数値となっております。

また、国が定める特例臨時接種期間は、令和4年2月28日までとされていたものが、令和4年9月30日までに延長されたところです。

現在、接種券一体型予診票などの発送は完了し、1・2回目が未接種の方の個別接種の受付、前倒し接種の調整も行っております。

ワクチン接種業務については、今後さらに複雑になってくることが考えられます。引き続き医療機関と連携しながら、安全かつ円滑に業務を進めてまいりますので、議員の皆様にも、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農林業関係の状況について御報告をいたします。

まず、昨年の普通期水稻につきましては、6月中旬から7月上旬の日照不足により穂数が少なくなったこと、また8月中旬の大雨等により低温・日照不足となり、全もみ数は平年よりやや少なくなったものの、9月中旬以降は天候に恵まれ、補償作用で粒の肥大が促進され登熟歩合が向上し、作況指数は「99」の「平年並み」となりました。

夏秋野菜の生育につきましては、8月の長雨により着果不稔、腐敗、軟弱徒長、害虫の発生が見られ収量が伸び悩みました。また、販売額は全品で前年度より減となり価格差補給交付金が交付され、平均単価につきましても、8月以降回復した品目もありましたが、ばらつきが見られました。

近い将来、産地規模縮小が懸念される中、今後は安定した収入を得やすい契約取引を推進し、個々の農家経営を安定させる、定時・定量出荷体制の確立と高単価かつ低コスト取引の実現を図ることとしております。

また、2月に行われた令和3年度宮崎県農産園芸特産物総合表彰式では、野菜共進会・産地づくり部門（集団）において、東岸寺地区トマト生産組合が優良賞を受賞し、花き共進会・産地づくり部門、茶共進会・産地賞の部、葉たばこ共進会においても、個人・地域が各賞を受賞され、優良生産者の皆様方が産地振興に大きく寄与されております。

花卉栽培に関して、2月8日には、「高千穂町冬の花の日キャンペーン」として、町内外の事業所やマスコミ各社に花束を贈り、反響がございました。

「コロナの感染拡大で大変な状況ですが、職員一同お花に癒やされております」や「コロナ禍によりもどかしい日々が続きますが、色とりどりのラナンキュラスとスイートピーに何だか励まされたような気持ちになりました」といったお礼の言葉を頂き、短時間ではありますが、番組内にて冬の花の日キャンペーンについて触れていただきました。今後も花に彩られたまち高千穂町を広くPRしてまいります。

次に、九州中央自動車道の進捗状況についてでございます。

御案内のとおり、昨年3月に高千穂雲海橋道路の事業化が決定し、その後、各種調査、地元関係者への立入説明等が進み、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所により、本年1月15日に高千穂町自然休養村管理センターにて「中心杭打ち式」が、新型コロナウイルス感染症に配慮した形で開催されたところであります。

式典で九州地方整備局藤巻局長は、「九州中央自動車道は九州自動車道と東九州自動車道を結ぶ幹線道路で、地域経済活性化、人・物の交流活性化、災害時においても人・物・情報を運ぶ極めて重要な路線と認識している」とし、「今後本格的な測量に着手し、12月に成立した補正予算で道路設計を進めていきたい」と式辞を述べられました。

また、河野俊嗣宮崎県知事をはじめ、宮崎県選出国會議員の皆様、県議会議長、多くの来賓の方々から祝辞を頂き、早期整備に向けて関係者一同の機運が高まったところであります。

そして、来る3月6日には、五ヶ瀬町で五ヶ瀬高千穂道路の着工式が開催されることになっており、令和3年度は8月の高千穂日之影道路の開通から始まり、西臼杵郡内3町でそれぞれに高速道路整備の節目となる一年になったと考えております。

今後とも国土交通省をはじめ、宮崎・熊本両県、計画沿線自治体の官民一体となって、九州中央自動車道の全線95キロ区間の早期完成に向けて取り組んでいきたいと考えますので、議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、広域観光連携事業について御報告をいたします。

2月21日に大分市において、広域観光連携事業発表会が行われました。これは、金融機関として地方創生を推進されている大分県信用組合の仲介により、高千穂と別府が今後観光面で連携していくために高千穂町、別府市、高千穂町観光協会、大分県信用組合の4者で「県境広域連携による観光振興に係る覚書」を締結、併せて、観光振興に係る資金面でのサポートなどを目的に、高千穂町、高千穂町観光協会、大分県信用組合、熊本県信用組合の4者による「交流人口増加支援に係る覚書」を締結したことの発表でございました。

この話は2年ほど前から進んでいるものでありまして、令和2年3月に議会全員協議会においても説明をさせていただきましたが、コロナ禍のため中断をしていたところです。この連携と併せて、神仏習合文化が根つき、歴史ある信仰の地であり世界農業遺産の地域でもある宇佐国東半島地域の自治体や関係事業団体による「宇佐国東半島観光・地域振興広域連携Project推進協議会」にも加入をさせていただくこととなっております。

具体的な動きはまだこれからではありますが、これにより、世界屈指の温泉資源を持つ別府、そして神仏習合の聖地宇佐国東半島、そして神話の里高千穂が線につながり、魅力あふれる東九州の広域観光圏へと展開し、交流人口の増加が図られるものと考えております。

特に滞在時間が長く、観光消費額も高く、滞在地域への経済効果が高いとされる、欧米豪等を中心としたインバウンドも意識しながら、新たな広域の観光ルートに発展させてまいりたいと考えております。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編に伴う進捗状況について御報告をいたします。

昨年10月18日に、高千穂町議会公立病院の広域医療等に関する特別委員会を開いていただき、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想案について御説明し、御意見を伺ったところでございます。

特に3病院がそれぞれに適した入院機能へ転換することについて、外来においては、郡外の連携病院とのオンライン診療の検討を行うことについて、医師確保においては、3病院が共同で多様な取組を行い、魅力ある病院や地域づくりに取り組むことについて、経営形態については、3病院が経営統合し、医療提供体制及び経営基盤の強化を図ることについてなどの御意見をお伺いし、10月25日に最終の基本構想を公表させていただきました。

その後、3町立病院の医師に対するヒアリングや職員向けのアンケート調査を実施し、現場の御意見を再度伺っております。

医師からは、経営統合や機能再編についての反対意見はなく、自治医科大卒の医師派遣の継続やオンライン診療、総合診療医を育成するための環境整備の必要性などについて御意見をいただきました。

病院職員からは、3病院の医療機能が強化され、医療提供体制が長期的に維持される必要性や

職員間のコミュニケーション、3病院間の異動や給与制度についての御意見も伺っております。

また、並行して基本構想に掲げた内容を実現するため、病院職員を中心とした10のワーキンググループを設置し、診療や情報システムなどといった分野ごとに検討を始めております。

このほか、経営統合に係る人事、財政、行政に関する3町担当職員による会議も進めており、現在は給与制度の調整などについて、慎重に取り組んでいるところでございます。

議員の皆様には、本定例会会期中に公立病院の広域医療等に関する特別委員会を開催していただき、これまでの取組の詳細や今後のスケジュール等について御説明をさせていただきたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告並びに令和4年度施政方針が終わりました。

---

日程第5. 承認第1号

日程第6. 承認第2号

日程第7. 承認第3号

日程第8. 議案第1号

日程第9. 議案第2号

日程第10. 議案第3号

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

日程第18. 議案第11号

日程第19. 議案第12号

日程第20. 議案第13号

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

日程第31. 議案第24号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、承認第1号から日程第31、議案第24号までの専決処分承認3件、条例制定1件、条例改正8件、補正予算5件、当初予算9件、人事案件1件の町長提出の承認、議案、合計27件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、承認3件、条例案件9件、補正予算5件、当初予算9件、その他1件の合計27件でございます。

初めに、承認第1号令和3年度一般会計補正予算（第8号）についてであります。令和4年1月24日付で本職において専決処分を行いましたので、法の定めに基づき御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,746万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を96億5,529万7,000円とするものでございます。

内容は、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置し、都道府県等が地域の実情に応じて必要な感染防止対策等の事業を実施できるようにするとされたことを踏まえて、国の令和3年度補正予算が成立したことから、補正予算（第8号）において臨時交付金の対象事業予算を計上したものです。

また、国の非課税世帯臨時給付金事業として1世帯に10万円の臨時給付を行うための予算も併せて計上したところでございます。

次に、承認第2号令和3年度一般会計補正予算（第9号）であります。同じく令和4年1月25日付で専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,233万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億1,763万2,000円とするものでございます。

補正内容は、宮崎県がまん延防止等重点措置のために、県下全域の飲食店等に1月25日から2月13日までの間、営業時間短縮の協力要請を行ったことから、対象事業者への協力金支給に関わる予算計上を行ったものであります。

次に、承認第3号令和3年度一般会計補正予算（第10号）についてであります。同じく

2月14日に専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,660万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億8,423万7,000円とするものでございます。

補正内容は、さきに申し上げました新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の指定期間が3月6日まで延長されたことに伴い、協力金の追加支給を行うものであります。

以上、承認3件につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のため事業実施、困窮者支援のための予算措置が早急に必要であったことから専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、消防団条例中に定めのある消防団員の報酬及び費用弁償を改正するものです。

火災等の災害時や出初め式等に団員が出動した場合、これまで「費用弁償」として支給していた手当の額を「報酬」と「費用弁償」に改め、基準となる活動時間を2区分から3区分に変更し、活動時間に応じ、報酬、費用弁償を合わせて支給いたします。

次に、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、職員の育児休業等を定める条例について、対象となる職員に非常勤職員を加え、また、育児休業を申し出た職員への必要な措置を講ずるための改正を行うものであります。

次に、議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、管理運営を統合した馬場簡易水道組合の水道使用料を本年4月1日から、高千穂町上水道使用料と同額にするため、第25条の別表第3を改正するものであります。

次に、議案第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

国は、現在の健康保険制度の構造を見直し、全ての世代で広く支えていくため、「全世代型社会保障改革の方針」を令和2年12月15日に閣議決定しました。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布されたことによるもので、国保制度においては、子ども・子育て支援の拡充を行うものであります。

次に、議案第5号公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

公の施設に関する条例の別表第1中「高千穂町農林水産物直売・食材供給施設」を「道の駅高千穂（物産館・レストラン）」に改め、「高千穂がまだせ市場直売所鬼八の蔵」を同表に加えるものであります。

次に、議案第6号道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成及び地域振興に寄与する施設として、指定管理者制度を考慮し、道の駅高千穂の設置及び管理に関する

条例を制定するものであります。

次に、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本件は、令和3年度の人事院勧告に基づく改正であります。期末手当を年間0.15月の減とするため、条例の一部を改正するものです。

また、医療職給料表（三）級別職務分類表の改正を行うものであります。

次に、議案第8号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第9号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して説明いたします。

本2件につきましても、令和3年度の人事院勧告に基づき、期末手当を年間0.1月の減とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号から第14号までの補正予算5件について御説明申し上げます。

まず、議案第10号の令和3年度一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,635万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を96億8,788万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業実績見込みによる予算額の増減及び事業の前倒し等による増額等が主なものでございます。

詳細及び議案第11号から第14号の特別会計補正予算及び企業会計補正予算につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号令和4年度高千穂町一般会計予算について御説明申し上げます。

新年度予算の総額は86億800万円、前年度比9,800万円、率にして約1.2%増額の予算になったところであります。

増額となった主な要因は、小水力発電施設整備事業、経済好循環創造プロジェクト事業、都市再生整備計画事業に伴う経費の増が主なものでございます。

主な事業としましては、基幹産業であります農林業の振興として、野菜、果樹、花卉栽培施設整備、シイタケ施設整備生産拡大、高千穂ファーマーズスクール本格実施を含めた農業担い手後継者育成支援事業、畜産振興、農業生産基盤の整備、道の駅がまだせ市場運営事業、農道林道整備、森林整備及び有害鳥獣対策、農地防災・減災事業等の経費を計上したところでございます。

商工・観光振興では、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業、観光施設管理運営費、移住・定住コーディネート事業、鉄道公園化事業、観光マスタープラン更新等に係る経費を計上しております。

交通網インフラ整備としては、道整備交付金事業、社会資本整備交付金事業、道路新設改良事業、道路維持事業、自然災害防止事業、まちづくり事業、九州中央自動車道関連事業費等の経費を上げております。

生活環境地域振興としては、ふれあいバス車両更新、合併処理浄化槽設置事業、各種のまちづくりイベント事業の経費を計上しております。

教育・福祉関連の事業としましては、スクールアシスタント配置事業、高千穂高校魅力化推進事業、公立病院統合再編事業、地域福祉計画策定業務、不妊治療助成事業、子育て支援金事業等の少子化対策、児童遊園地整備事業、支援対象児童等見守り強化事業、子宮頸がんワクチン予防接種事業、障害者・児童福祉・高齢者対策など、それぞれの予算を計上したところであります。

一方、歳入ですが、町税及び地方譲与税は、令和3年度実績として、当初見込みに対し、新型コロナウイルスの影響が少なかったことから、例年程度の額を計上いたしました。

地方交付税につきましては、総務省の地方財政計画の要求額の伸びに応じ、昨年度より1億4,411万7,000円増額して計上しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額で計上しております。

町債につきましては、地方財政計画により臨時財政対策債が大幅に減額される見込みであります。可能な限り交付税により措置されるもの及び将来にわたり世代間で公正な負担となるよう、事業を抽出して充当したところであります。

また、国・県支出金につきましては、それぞれ事業に見合う予算措置をしたところでございます。

繰入金につきましては、財政調整基金及び各基金の設置目的に沿った繰入金を計画しております。

以上、一般会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第16号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,634万9,000円計上しており、前年度より1,953万5,000円、1.1%の減となっております。

本年2月1日現在、国保加入世帯は1,970世帯、被保険者数は3,203名であり、昨年の同時期と比較して128名の減となっております。

県の試算では、新型コロナウイルス感染症による病院の受診控えや人口減少などによる医療費の減額を見込んでおりますが、引き続き医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、議案第17号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,046万9,000円とするものであります。

歳入の内訳は、水道使用料一般会計繰入金であります。

歳出の主なものは、職員の人件費、各簡易水道組合への維持管理負担金、簡易水道組合の統合に伴う委託料や電気料等の衛生費であります。

次に、議案第18号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,186万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金、一般会計繰入金、県の行う真名井橋梁架け替え工事に伴う下水道管移設に対する補償金、下水道使用料であります。

歳出の主なものは、総務管理費のうち、人件費等、公営企業会計移行業務委託料等、下水道費は、補助事業及び単独事業費、公債費、施設管理費であります。

次に、議案第19号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険の認定業務を行うために、西臼杵3町で介護認定審査会を共同設置しておりますが、令和4年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ1,344万2,000円で計上し、対前年度比102万5,000円、8.3%の増額となっております。

次に、議案第20号令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本年2月1日における介護保険第1号被保険者数は5,105名で、高齢化率が43%を超えており、介護給付費の増加が懸念されるところであります。令和4年度当初予算の総額を保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ14億5,926万5,000円を計上し、対前年度比6.6%の減額となっております。

また、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,141万円で計上し、対前年度比10%の減額となっております。

人生100年といわれる時代の中、令和4年度につきましても、介護予防事業を積極的に実施し、健康寿命を延ばす取組を行ってまいります。

次に、議案第21号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,002万円計上しており、前年度より1,307万2,000円、6.8%の減であります。

本年2月1日現在、被保険者数は2,661名であり、昨年同時期と比較し、18名の減となっております。広域連合の試算では、新型コロナウイルス感染症による病院の受診控えなどによる医療費の減額を見込んでおりますが、引き続き医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第22号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算について御説明いたします。

令和4年度の収益的収支予算につきましては、収益的収入額を20億8,273万4,000円、収益的支出額を23億9,366万9,000円と見込んでおります。

また、資本的収支の資本的収入額を1億3,864万5,000円、資本的支出額を2億7,353万7,000円と見込んでおります。

資本的収支の不足額1億3,489万2,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

町立病院の運営につきましては、厳しい経営状況となっておりますが、今後とも地域医療ニーズに合った医療を提供し、患者様、御家族の皆様の満足度向上に努め、西臼杵の中核病院として、さらに努力をいたす所存でございますので、議員各位のさらなる御支援をお願い申し上げます。

次に、議案第23号令和4年度高千穂町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量としましては、給水戸数3,217戸、年間総給水量108万8,299立方メートル、1日平均給水量2,982立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は、施設改良費と固定資産購入費を合わせまして、2,530万円としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益、水道事業費用をそれぞれ同額の1億4,638万1,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額では、主な収入は企業債の2,000万円と、国道325号線道路拡張工事及び真名井橋梁架け替え工事に伴う水道管移設工事補償金の400万円であります。支出は、建設改良費や企業債償還金などを合わせて3,905万7,000円を計上しております。

なお、資本的収支の不足額1,505万4,000円は、内部留保資金、建設改良積立金等で補填する予定としております。

最後に、議案第24号高千穂町教育委員会委員の任命同意について御説明いたします。

高千穂町教育委員会委員の山中仁美氏の任期が本年3月12日まででありますので、後任に戸高牧子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、令和4年3月13日から令和8年3月12日までの4年間でございますが、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

平成30年3月から委員を務めていただきました山中氏には、1期4年間、本町教育行政の発展に御尽力を賜り、心より敬意を表し感謝申し上げます。山中氏の今後ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

以上、私からの提案理由の説明でございました。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で町長の説明が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから関係課長の説明を求めます。

まず、令和4年度当初予算を除く議案について説明を求めます。

初めに、承認第1号、第2号、第3号、議案第10号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の承認第1号、第2号、第3号及び議案第10号について御説明いたします。

まず、承認第1号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案集3ページをお開きください。

今回の専決処分は、歳入歳出予算それぞれに2億5,746万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を96億5,529万7,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

まず、歳出ですが、民生費、2億5,551万円の増は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、困難に直面している方々への給付を行う非課税世帯臨時特別給付金事業2億5,486万6,000円、ウェブ会議ネットワーク構築事業44万6,000円、抗原検査キット購入費19万8,000円、衛生費が新型コロナ体制整備のための町病院繰入金195万4,000円、商工費が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和3年8月、9月の営業時間短縮協力金町負担金の財源組替えとなっております。

歳入につきましては、国庫支出金2億6,901万2,000円及び財源組替えによる基金繰入金の減等1,158万6,000円となっております。

次に、承認第2号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案集の17ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれに6,233万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億1,763万2,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

まず歳出ですが、商工費で宮崎県が新型コロナウイルス感染症まん延防止措置のため、県下全域の食事提供事業者へ営業時間短縮の要請を行ったことに伴い、協力金を支給するための経費として、総額6,233万5,000円を計上しました。

歳入につきましては、県の感染症対策休業要請協力金事業補助金5,611万5,000円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金622万円により対応しております。

次に、承認第3号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案集の31ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれに6,660万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億8,423万7,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

まず、歳出ですが、商工費で、新型コロナウイルス感染症まん延防止措置が2月16日から3月6日まで延長されたことに伴いまして、営業時間短縮要請に係る協力金6,660万5,000円を計上しました。

歳入につきましては、県の感染症対策休業要請協力金事業補助金5,998万4,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金525万5,000円及び一般財源等により対応しております。

次に、議案第10号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

議案集の71ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から9,635万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を96億8,788万3,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費を計上するものです。

まず歳出から主なものについて御説明いたします。

74ページをお開きください。

各費目内で増減がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による歳出見込みの減と決算見込みによる事業費の増が主なものです。

議会費は441万円の減額で、実績見込みによる減です。

総務費は2,335万1,000円の減額ですが、総務管理費でふるさと納税事業2,008万7,000円の減、企画費の各種イベント補助金等1,893万4,000円の減、増額では、公共施設等整備基金積立金5,656万9,000円、戸籍住民基本台帳費270万6,000円、コンピューター運用管理費198万円の増等となっています。

民生費は、4,611万2,000円の増額です。老人福祉施設費のときわ園指定管理委託料の増300万円、障害福祉サービス費735万2,000円、児童福祉施設費の保育士処遇改善臨時特例交付金補助金274万3,000円、保育園等扶助費3,875万9,000円の増が主なものです。

衛生費は102万2,000円の増額です。産婦人科運営補助金50万4,000円、国保病院会計繰出金の増、352万8,000円が主なものです。

農林水産業費は1,444万9,000円の減額です。農業振興費が、地域集積協力補助金1,285万円、農地費が農地防災事業等により3,676万7,000円の増、林業土木費は県単林道網総合整備事業等で644万9,000円の減等が主なものです。

次に、商工費は2,476万4,000円の減額です。観光振興費が各種イベントの未実施等により1,542万6,000円の減、四季見原公園管理事業費が153万円の減となっております。

次に、土木費は2,053万6,000円の減額です。都市計画総務費の下水道事業特別会計繰出金400万円、まちづくり事業費は860万4,000円の減額となっております。

次に、消防費は1,577万円の減額です。消防団活動や行事の中止により、非常備消防費901万9,000円の減、消防施設費の車両購入費709万8,000円の減が主なものです。

教育費は2,361万5,000円の減額です。教育振興費の各種補助金157万2,000円、国民文化祭の関連経費567万8,000円、社会体育関係補助金270万円の減等が主なものです。

最後に、災害復旧費は、1,659万3,000円の減額です。農地農業用施設、公共土木施設災害復旧工事費の確定によるものです。

続いて、歳入について御説明いたします。

前に戻って、73ページをお開きください。

まず、町税は、1,777万3,000円の増額ですが、現年課税分の収入見込みによる増です。分担金及び負担金は297万1,000円の増額です。県営農村地域防災減災事業費分担金の増等によるものです。使用料及び手数料は、1,820万円の減額です。ふれあいバス使用料、高千穂峡駐車場使用料等の減となっております。

国庫支出金は、1,522万8,000円の増額です。児童福祉費負担金1,769万円、新型コロナウイルスワクチン接種臨時交付金170万2,000円、住民基本台帳システム改修補助金270万6,000円、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業費補助金335万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金502万2,000円の増等と、事業実績による減によるものです。

県支出金は、5,046万4,000円の増額です。農地防災事業費3,749万7,000円の

増、機構集積協力交付金事業補助金1,284万9,000円の増等と、各種事業の実績による減が主なものです。

財産収入は3,322万9,000円の減額です。町有地売払い収入は161万4,000円の増、養魚場の魚売払い収入が278万円の減、農林水産物直販売上収入2,033万7,000円の減、食材供給施設売上収入1,170万5,000円の減です。

寄附金は1,019万円の減額です。ふるさと納税寄附金1,250万円の減と、一般寄附金等の増によるものです。

繰入金1億1,981万円の減額は、財政調整基金繰入金及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の減です。

諸収入は136万1,000円の減額です。造林事業収入460万円の減と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業受託費260万1,000円の増が主なものです。

議案集の77ページ以降に、歳入歳出補正予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、承認第1号、第2号、第3号及び議案第10号令和3年度一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第1号、第2号、第7号、第8号、第9号について、総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） それでは、総務課所管の議案5件について御説明いたします。

まず、議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集43ページからになります。

消防団条例の団員の報酬、費用弁償に係る第14条、第15条を改正するものです。

まず、第14条において、火災等の災害時に団員が出動した場合、これまで費用弁償として支給していた手当に相当する額を報酬とし、別表第2でその額について、活動時間を5時間未満、5時間以上8時間未満、8時間以上の3区分に変更し、業務を災害出動等と訓練等に改めるものです。支給額については、それぞれ別表のとおりであります。

次に、第15条において、出動した場合の費用弁償額を1回1,000円と定め、また、別表第3を設け、業務をポンプ整備及び夜警とし、それぞれ月額2,000円、及び年額5万円と定めるものです。

この条例の施行日は、本年4月1日であります。

次に、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集47ページからになります。

今回の改正は、育児休業法の改正に伴い、人事院規則が改正されたため、職員の育児休業等を

定める条例を改正するものです。

まず、条例第2条に該当する職員に会計年度任用職員を加え、第17条で、育児休業を取得することができない短時間勤務をしている職員の要件を改正するものです。

次に、新たに第21条、第22条を追加し、第21条第1項で、妊娠または出産等についての申し出があった場合の措置を、同条第2項で、育児休業を申し出た職員が不利益な取扱いを受けることのないことを定め、第22条で、任命権者が育児休業の請求の承認が円滑に行われるため、育児休業に関する研修の実施、相談体制及び勤務環境の整備に関する措置を行うことを定めるものです。

この条例の施行日は、本年4月1日であります。

次に、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集61ページからになります。

本件は、令和3年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正であります。年間の支給月数が2.55月から2.40月へと0.15月引き下げられたため、条例の一部を改正するものであります。

まず、第17条第2項で、本年6、12月の期末手当を100分の127.5から、100分の120.0へ、0.075月減とし、再任用職員については、100分の72.5から100分の67.5へ、0.05月減とするものです。

この条例は公布の日から施行し、なお、特例措置として、本年6月期の期末手当より、昨年12月に支給された期末手当の127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を減額するものであります。

次に、高千穂町職員の給与に関する条例第4条に係る別表第4のウ、医療職給料表、3、級別職務分類表について、5級の職務2に、課長補佐の職務を追加するものです。補佐の職名で5級の職務を担えるよう改正を行うものであります。

次に、議案第8号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第9号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して御説明申し上げます。

議案集の65、67ページからになります。

本2件につきましても、昨年度の人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

年間の支給月数が2.95月から2.85月へと0.10月引き下げられたため、第4条で、本年6、12月の期末手当を100分の167.5から100分の162.5へ、0.05月減とするものであります。

この条例は公布の日より施行し、なお、特例措置として、本年6月期の期末手当より、昨年

12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を減ずるものであります。

以上で総務課所管の条例改正議案5件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第3号、第12号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の条例改正1件、特別会計補正予算1件について御説明いたします。

まず、議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について、御説明いたします。

議案集の49ページからになります。

今回の改正は、令和2年度に管理運営を町に統合した、河内の馬場簡易水道組合の水道使用料を、本年4月1日から上水道使用料と同額の基本料金と従量料金を徴収するために、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。議案集の141ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,166万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、次のページを御覧ください。

歳入は、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を400万円減額し、補正後の額を1億1,815万7,000円とするものであります。

また、町債の下水道債を300万円減額し、補正後の額を1,080万円とするものであります。

次ページを御覧ください。

一方、歳出につきましては、総務費の一般管理費の委託料を300万円減額し、補正後の額を4,630万8,000円とするものであります。

また、土木費、下水道事業費の委託料を400万円減額し、補正後の額を1,133万4,000円とするものです。これは、下水道マンホールポンプ監視装置システム更新委託料が確定したこと等による減額です。

次に、144ページの繰越明許費について御説明いたします。

繰越しを行う業務は、高千穂町浄化センターのエアレーション装置の修繕業務であります。令和3年度末までに完成予定で、修繕契約を交わしましたが、コロナ感染症第6波の拡大に伴い、資材の調達ができないことが判明しましたので繰り越すものであります。

次に、次ページの債務負担行為補正について御説明いたします。

上段の企業会計システム導入業務委託につきましては、令和4年度の単年度で限度額600万

円により業務の管理を予定しているところでございます。

また、下段の下水道マンホールポンプ場監視装置システムの更新委託につきましては、令和3年度を初年度として、2か年で総額2,184万7,000円の債務負担を行い、マンホールポンプ場監視装置システムの更新を行うものです。

以上、上下水道課所管の条例改正、特別会計補正予算、それぞれ1件につきまして御審議のほどをお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第4号、第11号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案集の51ページを御覧ください。

初めに、議案第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国は、現在の健康保険制度において、医療費等の現役世代に係る費用は比較的少なく、高齢者世代が中心である。逆に保険税等の負担は、高齢者世代は比較的少なく、現役世代が中心であると分析していることから、制度の構造を見直し、全ての世代で広く支えていくため、全世代型社会保障改革の方針を令和2年12月15日に閣議決定いたしました。

今回の改正は、この社会保障改革の方針を受け、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布されたことによるもので、子ども・子育て支援の拡充を行うものであります。

改正の内容であります。6歳以下の未就学児がいる国保世帯に対し、国民健康保険税の被保険者均等割額の一部を、未就学児の人数分減額するというものであります。

52ページを御覧ください。

中段部分に2とありますが、ここが条例第22条第2項になり、未就学児の定義が記載され、（1）第1号に国保医療給付分の軽減額が、（2）第2号に後期高齢者支援金分の軽減額が記載されております。具体的な軽減額であります。この1号と2号を足した未就学児1人当たり、アが7割軽減対象世帯分で1号の2,970円と、2号の990円を足した3,960円、イが5割軽減対象世帯分で、1号、2号それぞれを足して6,600円、ウが2割軽減世帯対象分で、足して1万560円、エが、軽減なし世帯分で、足して1万3,200円となり、令和4年度分から、これまでの軽減にプラスしてさらに軽減されることとなります。

高千穂町の国保でこの軽減対象となるのは、今年2月現在で試算した結果、人数が73名、軽減額が合計で63万円程度であります。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担して、国保特別会計に軽減額を補填することとなります。

この改正は、令和4年4月1日から施行するものであります。一部公布の日から施行するも

のも含まれております。

次に、議案集の127ページを御覧ください。

議案第11号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,152万6,000円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ18億7,334万6,000円とするものであります。

128ページ、歳入であります。国民健康保険税279万8,000円の減につきましては、税務課で賦課し、被保険者の方に納めていただいております国保税、医療給付費現年課税分で精算見込みによるものです。

県支出金9,237万6,000円の増につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金分で、保険給付費高額療養費の精算見込みによるものと、特別交付金分で、病院事業会計へ繰り出す土日の当直医師の人件費の一部、人工透析費のモニター5台分を入れ替えた費用分の一部であります。

繰入金194万8,000円の増につきましては、国、県からの負担費用を一般会計経由で繰り入れます。保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分の増減、及び保健センターの施設管理運営費分の減などによるものであり、それぞれ精算見込みによるものであります。

129ページ、歳出であります。保険給付費8,800万円の増につきましては、国保連合会を経由して各医療機関へ支払う診療報酬、高額療養費等の負担金で精算見込みによるものであります。

国民健康保険事業費納付金は、財源組替えのみ行っております。

保健事業費85万円の減につきましては、保健センターの施設管理運営費のうち、職員手当及び事務費の精算見込みによるものであります。

諸支出金437万6,000円の増につきましては、病院事業会計へ繰り出す土日の当直医師の人件費の一部、人工透析モニターの入れ替えの費用であります。

131ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、議案2件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第5号、第6号について、農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） それでは、農林振興課所管の条例改正1件、条例の制定1件について御説明申し上げます。

まず、議案第5号公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の55ページをお開きください。

公の施設に関する条例の別表第1中にあります高千穂町農林水産物直売食材供給施設の名称を、道の駅高千穂（物産館、レストラン）に、設置目的を、農林水産物加工品の販売及び飲食物を提供する施設に改めまして、同表に名称、高千穂がまだせ市場直売所鬼八の蔵、設置目的、農畜産物や加工品等を販売することで、地域の活性化と農家経営の安定を図るための拠点となる施設を新たに加えるものであります。

次に、議案集の57ページをお開きください。

議案第6号道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本施設は、平成15年3月29日に開業し、町の公の施設として管理運営しているものですが、地方自治法第244条の2の規定、及び本町の公の施設に関する条例の第10条第2項にありますように、指定管理者が行う公の施設の管理基準及び業務の範囲、その他の必要な事項は別に定めるものとなっており、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、民間活力を生かした公共施設等の管理運営を推進するために、今回、道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

以上、条例改正1件、条例の制定1件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第13号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の議案第13号令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案集は157ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ230万9,000円を追加し、補正後の予算総額を15億2,999万6,000円とするものであります。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ23万2,000円を減額し、補正後の予算総額を1,155万2,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、160ページの歳入で、国庫支出金が765万7,000円、県支出金72万4,000円の追加で、介護給付費負担金の増額であります。また支払い基金交付金324万5,000円の減額は、介護給付費交付金、地域支援事業支援給付金の減額に伴う負担金割合に応じた減額が主なものであります。

一般会計繰入金の減額は、低所得者保険料軽減繰入金282万7,000円の減額が主なものであります。

次に、161ページの歳出ですが、保険給付費については、各サービスの給付見込みによる給付等に基づき、給付費内で補正予算の組替えを行うものであり、追加の補正額は生じておりません。

次に、地域支援事業費ですが、74万3,000円の減で、事業の実績見込みに伴うものと、研修会中止等に伴う旅費や研修会負担金の減額が主なものであります。

次に、予備費が336万3,000円の追加で、財源調整に伴うものであります。

次に、諸支出金が23万2,000円の減額で、介護サービス事業勘定繰出金の減額であります。

163ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、178ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入として繰入金が23万2,000円の減額で、事業勘定からの繰入金の減額であります。

次に、179ページの歳出ですが、総務費が23万2,000円の減額で、研修会中止に伴う旅費、ETC使用料等の減額が主なものであります。

181ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第14号について、病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 議案第14号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

議案集の191ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第1項、医業収益の額を1,130万円の増額、第2項医業外収益の額を6,822万円増額し、補正後の病院事業収益を21億3,491万8,000円に、また、支出の第1項医業費用の額を1,546万4,000円増額、第2項医業外費用の額を200万円増額、第3項特別損失の額を31万6,000円増額し、補正後の病院事業費用を23億7,247万7,000円にするものです。

次に、第3条で、予算第4条に定めた資本的収支のうち、収入の第1項企業債の額を2,000万円減額、第3項繰入金の額を64万2,000円減額し、補正後の資本的収入を1億3,600万3,000円とするものです。

次に、第4条で、予算第7条に定めた棚卸資産の購入限度額を400万6,000円増額し、補正後の額を3億2,856万9,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、議案集193ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

収益的収入のうち、医業収益のその他医業収益の1,130万円の増額は、公衆衛生活動の増によるものです。

医業外収益の国県補助金の4,789万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の空

床確保、及び令和2年度インフルエンザ発熱外来設置補助の増、訪問看護収入の1,047万9,000円の増額は、実績による増によるものです。

収益的支出につきましては、医業費用の材料費の400万6,000円の増額は、薬品費及び診療材料費の増、経費の1,145万8,000円の増額は、検査等の委託が増えたことによるものです。

続きまして、議案集194ページの資本的収入について御説明いたします。

収入におきまして、企業債2,000万円の減額は、起債をしていなかったため、また、国県補助金の64万2,000円の減額は、補助対象の購入の減によるものです。

195ページ以降に、予定キャッシュフローの計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで午後1時10分まで休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和4年度当初予算議案について説明を求めます。

初めに、議案第15号について、財政課長。

○財政課長（興柁 貴俊課長） それでは、議案第15号令和4年度高千穂町一般会計予算について御説明いたします。

議案集の304ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億800万円と定めるものであります。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の目的限度額、起債の方法などを、第4条で一時借入金の最高限度額を7億円に、第5条で、同一款内における各項間の予算の流用について定めるものであります。

次に、309ページをお開きください。

債務負担行為は、畜産関係の地域肉用牛振興特別対策利子補給事業及び繁殖経営安定資金利子補給事業でございます。

次の310ページは地方債ですが、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、地域活性化事業債、一般単独事業債、公営企業会計適用債、災害復旧事業債につきましては、投資的事業等に充当する町債であります。

また、臨時財政対策債は、財源不足に対処するため、地方交付税算定基準に基づいて発行が許可される予定額について計上したもので、限度額を1億1,054万1,000円に設定していま

す。

地方債は公営企業会計適用債を除き6億434万1,000円を計上しております。

それでは、予算内容の主なものについて、お手元に配付しました令和4年度高千穂町一般会計当初予算説明資料で御説明いたしますので、1,061ページの総括表をお開きください。

まず、歳入の町税ですが、全体では10億174万7,000円となり、前年度に比べ9,611万3,000円の増となりました。令和3年度の収納実績から個人、法人ともに増額としており、固定資産税、軽自動車税とも増額としております。

次に、地方譲与税は674万8,000円増の9,627万2,000円としております。

利子割交付金は2万5,000円減の46万6,000円、配当割交付金は7万9,000円減の149万8,000円を見込んでいます。

株式等譲渡所得割交付金は5万8,000円減の108万3,000円、法人事業税交付金は22万4,000円減の424万1,000円。

地方消費税交付金は445万6,000円減の2億1,829万6,000円。

環境性能割交付金は19万円減の361万円を計上しております。

次に、地方特例交付金は、軽自動車減収補填特例交付金の廃止により、605万8,000円減の345万円を計上しています。

次に、地方交付税ですが、国の地方財政計画による増見込みにより、前年度比1億4,411万7,000円増の39億2,311万7,000円を計上しています。内訳は、普通交付税で34億9,781万8,000円、特別交付税は4億2,530万4,000円となっています。

交通安全対策特別交付金は、ほぼ同額の84万5,000円を計上しております。

次に、分担金及び負担金1億409万4,000円は、前年度比461万2,000円の増であります。主なものは、農林水産業費分担金609万1,000円、児童保護費負担金2,324万円。老人福祉負担金3,664万8,000円、西臼杵公立病院統合再編準備室負担金1,478万8,000円を計上しております。

次に、使用料及び手数料1億2,759万4,000円は、前年度比257万9,000円の減ですが、バス使用料・入湯料の減を見込んでおります。

次に、国庫支出金8億8,836万5,000円は、前年度比4,331万2,000円の減であります。新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金の減1,673万9,000円、児童福祉費補助金6,291万8,000円、官民連携基本整備推進調査費補助金2,340万7,000円の減が主なものです。

県支出金8億8,233万円は、前年度比3,624万6,000円の増であります。

林業費補助金2,439万9,000円の減及び社会福祉費補助金959万1,000円、選挙費委託金1,070万円の増が主なものです。

財産収入1億9,277万円は、前年度比338万9,000円の減です。生産物売払い収入の減を見込んでおります。

寄附金は1億5,010万1,000円を計上しておりますが、ふるさと納税額については、前年度と同額を計上しております。

繰入金は2億7,840万4,000円を計上しています。

財政調整基金2億2,432万3,000円。公共施設等整備基金1,900万円、ふるさと応援基金3,000万円、新型コロナワクチン対策基金400万円ほかとなっています。

繰越金は1,700万円を計上しています。

諸収入は1億837万6,000円で、前年度比1億1,745万5,000円の減です。高千穂鉄道施設整備基金精算金の減によるものです。

町債につきましては、対前年度比2億9,490万9,000円の減、6億434万1,000円を予定しているところでございます。

内訳は、過疎対策事業債3億4,680万円、地域活性化事業債2,500万円、緊急防災・減災対策債2,700万円、一般単独事業債9,400万円、災害復旧事業債100万円、臨時財政対策債1億1,054万1,000円を予定しております。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は9,278万7,000円、前年度比220万4,000円の減額で計上しております。職員の人件費減が主なものです。

総務費は12億4,808万円、前年度比4,650万円の減額で計上しております。減額の主なものは、高千穂鉄道整備基金積立金の減1億2,222万7,000円等です。4年度事業では、ふるさと納税推進事業7,844万8,000円、鉄道跡地公園化事業2,843万9,000円、経済好循環創造プロジェクト事業5,880万7,000円、ふれあいバス運行管理費8,144万8,000円、選挙費として、参議院議員選挙費、県知事選挙費、県議会議員選挙費、高千穂町長選挙費の計3,872万3,000円を計上しております。

次に、民生費は23億1,462万6,000円、前年度比1,769万7,000円の減額であります。児童福祉施設費の減1億1,187万2,000円は、中央保育園建設補助金の減が主なものです。国保会計繰出金等1億8,100万円、社会福祉協議会運営補助金3,405万3,000円ほか児童福祉、障害者福祉、老人福祉関係扶助費などを計上しております。

次に、衛生費は7億5,167万4,000円、前年度比278万4,000円の増額であります。新型コロナワクチン接種体制確保事業1,881万円、西臼杵3町公立病院再編準備室運営

事業費3,341万6,000円等を計上しております。

次に、農林水産業費は13億5,439万6,000円で、前年比7,600万9,000円の増額です。農業振興費では、中山間地域直接支払制度事業交付金2億5,106万9,000円、高千穂ファーマーズスクール事業399万8,000円、農地費は農地防災事業5,520万7,000円、小水力発電設備整備事業費1億6,118万9,000円等となっております。

畜産業費は3,677万円、林業土木費は1億4,374万6,000円を計上しております。

次に、商工費は2億9,336万6,000円で、前年比1,591万1,000円の減額であります。商工業振興費で、新型コロナウイルス対策利子補給金の減356万円、ITセンター管理費の減879万4,000円が主なものです。観光振興事業費は1億581万4,000円で、1,736万円の増ですが、観光マスタープラン策定業務、地域経済活性化事業委託業務が主な要因です。

次に、土木費は8億5,739万7,000円で、前年比9,192万5,000円の増額であります。地方創生道整備交付金事業6,516万円、社会資本整備総合交付金事業1億6,444万5,000円、都市再生整備計画事業1億2,000万円、九州中央自動車道関連事業費2,000万円等を計上しております。

次に、消防費は3億6,111万8,000円。前年比2,392万3,000円の増額です。消防施設費の増1,863万2,000円、常備消防費の増421万4,000円となっております。

教育費は5億5,140万1,000円、前年比923万5,000円の増額であります。スクールアシスタント配置事業ほか、会計年度任用職員人件費、コミュニティセンター管理費の増額となっております。

災害復旧費は400万円で、前年度より402万円減額となっております。

公債費は元利償還金合わせて7億7,379万6,000円で、前年度より1,490万3,000円の減となっております。

予備費として535万9,000円を計上しております。

以上で、歳入及び歳出の説明を終わります。

ただいま説明で使用しました高千穂町一般会計当初予算説明資料の1,062ページから歳入歳出分析表、会計別予算総括表、特別会計繰出金調書、投資的経費主要事業一覧、基金保有状況等を示しております。

また、議案集の312ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、議案第15号令和4年度高千穂町一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第16号、第21号について福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の令和4年予算、議案2件につきまして御説明いたします。

議案集502ページを御覧ください。

初めに、議案第16号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算は、第1条で、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,634万9,000円とし、第2条で、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

504ページの歳入であります。国民健康保険税は2億8,990万6,000円を計上しており、全体の16.4%を占めておりますが、新型コロナの影響による被保険者の所得減少などの予測や被保険者の減少により、昨年度より536万円余りを少なく見込んでおります。

一部負担金2,000円は残のみの計上です。

使用料及び手数料14万3,000円は、督促手数料です。

県支出金12億9,536万3,000円は、保険給付費等交付金で、全体の73.3%を占めております。

財産収入31万円は準備積立基金利子です。

繰入金1億7,999万7,000円を計上し、全体の10.2%を占めており、基盤安定繰入金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業費などの一般会計繰入金が1億7,999万6,000円で、準備積立基金繰入金が、残のみの1,000円の計上です。

繰越金2,000円は残のみの計上です。

諸収入62万6,000円は、延滞金、預金利子、特定健診受託料及び第三者納付金、雇用保険等個人負担金、健診等個人負担金などの雑入です。

次に、505ページ、歳出であります。総務費4,161万5,000円は国保係6名分の人件費、国保連合会事務費負担金、国保運営協議会運営費などの事務的経費です。

保険給付費12億3,190万2,000円は、連合会経由で、各医療機関へ支払うための診療報酬負担金、総務費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの負担金で、全体の69.7%を占めております。

国民健康保険事業納付金4億831万9,000円は、国保税を県へ納付するための被保険者医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で、全体の23.1%を占めております。

保険事業費6,203万円は、疾病予防費、後期医療と介護予防の一体的実施事業費、特定健診事業費、保健センター国保担当4名分の人件費、その他事務的経費などです。

基金積立金31万1,000円は、準備積立基金利子の積立金です。

公債費16万5,000円は、一時借入金利子です。

諸支出金200万6,000円は、過年度保険税の還付金が主なものです。

予備費は2,000万円で、共同事業拠出金1,000円は、残のみの計上であります。

2月1日現在、国保加入世帯が1,970世帯で、昨年同日と比較し28世帯の減、被保険者数が3,203名で、128名減少しております。予算額は前年度より1,953万5,000円、1.1%の減となっておりますが、県の試算では、新型コロナウイルス感染症による医療機関の受診控えや被保険者数の減などに伴い医療費が減少するものと見込んでおります。

引き続き、制度改正の動向などに注視しながら、医療費の抑制を図るため、重症化予防などの保険予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

508ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案集1,002ページを御覧ください。

議案第21号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億8,002万円とし、第2条で、一時借入金の最高額を1億円と定めております。

1,003ページ、歳入であります。後期高齢者医療保険料は、非保険者から納付していただく特別徴収、普通徴収合わせて1億1,607万8,000円を計上しており、全体の64.5%を占めております。

使用料及び手数料3万3,000円は督促手数料です。

繰入金5,597万5,000円は一般会計からの事務費及び基盤安定繰入金で、全体の31.1%を占めております。

繰越金1,000円は、残のみの計上です。

諸収入793万3,000円は、保険料過年度還付金、広域連合からの健診受託事業収入が主なものです。

次に、1,004ページ、歳出ですが、総務費863万2,000円は、一般管理費の事務的経費、徴収費、健診に伴う経費が主なものです。

後期高齢者医療広域連合納付金1億7,108万7,000円は、広域連合への保険料納付金で、全体の95%を占めております。

諸支出金30万円は、保険料の過年度還付金です。

予備費は1,000円を計上しております。

2月1日現在、被保険者数が2,661名で、昨年より18名減少し、予算は1,307万2,000円、6.8%の減となり、広域連合への保険料納付金の減が主な要因であります。令和4年度におきましても、引き続き、医療費の抑制を図るため、重症化予防などの保険予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

1,006ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、福祉保険課所管議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第17号、第18号、第23号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） それでは、上下水道課所管の特別会計予算、公営企業会計予算、合わせて3件の議案について御説明いたします。

初めに、議案第17号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。議案集の602ページからになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,046万9,000円と定めております。内容につきましては、次ページの第1表歳入歳出予算で御説明いたします。

まず、歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,159万5,000円、一般会計繰入金が2,816万円、雑入その他が71万4,000円であります。

614ページを御覧ください。

一方、歳出につきましては、衛生費の簡易水道費、維持管理費では9,046万7,000円を計上しております。

内訳の主なものとしましては、職員の人件費に1,532万5,000円、需用費では、経営統合した水道組合施設の電気料747万6,000円と修繕料707万円、役務費では、水質検査手数料1,400万5,000円、委託料では、経営統合した水道組合の施設維持管理委託料として、業者委託分が979万6,000円、個人委託分が775万9,000円、給水区域拡張と水源地の変更に伴う事業変更認可申請設計委託料として723万6,000円、合わせて2,479万1,000円を計上しております。

詳細につきましては、606ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第18号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

702ページからになります。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,186万円と定めております。

歳入歳出予算の内訳につきましては、次ページの歳入歳出予算で御説明いたします。

歳入の主なものは、繰入金の一般会計繰入金が1億4,084万8,000円、諸収入のうち、眞名井橋梁架け替え工事に伴う下水道管移設に伴う補償金として2,000万円、町債の下水道債が1,400万円、使用料及び手数料の下水道使用料が7,500万円となっております。

714ページを御覧ください。

一方、歳出につきましては、総務管理費が4,893万3,000円で、職員の人件費や公営企

業会計移行業務委託料及び支払消費税が主なものであります。

次に、次ページの下水道事業費は5,050万円で、事業内容としましては、国庫補助事業の下水道管管路点検業務委託の継続と、下水道施設監視システムの更新委託料に1,600万円、青葉通線田口野下水道管施設設計委託料に1,000万円、眞名井橋梁架け替え工事に伴う下水道管移設工事費に2,000万円などが主なものとなっております。

公債費は長期債元利償還金が9,703万6,000円、下水道管理費は、5,439万1,000円で、浄化センター及びマンホールポンプ等の管理委託料、維持管理経費などが主なものであります。

次に、第2条では、地方債について定めております。

705ページの地方債を御覧ください。

下水道事業特別会計を公営企業会計に移行するために借り入れる地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

次に、第3条では、一時借入金の借入れ最高額を2,000万円と定めております。

最後に、第4条では、歳出予算の流用ができる場合を定めております。

詳細につきましては、706ページ以降に歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

最後に、議案第23号令和4年度高千穂町水道事業会計予算であります。議案集の1,040ページからになります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額から御説明いたします。

令和4年度の収益的収入及び支出の総額は、収入、支出それぞれ1億4,638万1,000円と定めております。

収入の水道事業収益1億4,638万1,000円の内訳は、第1項の営業収益1億4,202万9,000円につきましては、水道使用量が主な収入となっております。

続いて、第2項の営業外収益435万2,000円につきましては、長期前受金戻入が主な収入となっております。

一方、支出の水道事業費を1億4,638万1,000円の内訳は、第1項の営業費用1億3,488万8,000円は、上水道事業の主たる事業活動を行うための費用であり、職員の人件費、水道施設の維持管理、保守に必要な委託料、電気料、修繕料及び水質検査手数料などの支出が主なものであります。

次に、第2項の営業外費用、1,049万2,000円では、企業債利息277万8,000円と支払消費税750万3,000円などを計上しております。

また、第3項では、特別損失として50万1,000円、第4項に予備費50万円を計上して

おります。

ここで、第3条予算に関する御報告があります。

令和元年度予算から御塩井ポンプ場の電気料金相当額を旭化成から寄附金を受け入れ、上水道企業会計が電気料金を払う予定で、3年間予算計上をしてきました。しかし、具体的な協議が進まず、今日まで旭化成が電気料を直接、支払っておりました。

昨年になり、旭化成グループエネルギーセンターが小売電力事業者として、2020年に経済産業省に登録されたことに伴い、本年4月1日から、御塩井ポンプ場の電気料を旭化成が供給できるようになりました。したがって、令和4年度予算からは、御塩井ポンプ場の電気料金に相当する寄附金の収入と電気料の支出が削除されておりますので、御報告いたします。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額について計上しております。

収入につきましては、資本的収入2,400万3,000円のうち、企業債2,000万円と国道325号線道路拡張工事及び眞名井橋梁架け替え工事に伴う水道管移設工事補償金として、400万円を計上しております。

一方、支出の資本的支出総額3,905万7,000円の内訳は、建設改良費の工事請負費が1,190万円で、老朽管の布設替え工事、道路改良工事に伴う排水管改良工事などを予定しております。

同じく、委託料では、管路施設更新計画策定業務委託料と松能橋田口野線水道管移設工事設計業務委託料を合わせた1,040万円を計上しております。

固定資産購入費では、配水池の水位の異常を知らせる監視システム、揚水機の購入など、合わせて300万円を計上しております。

企業債償還金では、企業債償還金、元金1,365万6,000円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,505万4,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしております。

次ページの第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めております。

第6条では、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費4,785万3,000円と公債費4万円を定めております。

第8条では、一般会計からの水道事業会計補助を受ける補助金の額を99万円と定めています。

最後に、第9条では、棚卸資産の購入限度額を210万8,000円と定めております。

以上が水道事業会計予算についての説明であります。1,042ページ以降に説明資料を添付しておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます。

以上、上下水道課所管の令和4年度予算議案3件につきまして、御審議のほどよろしくお願い

いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第19号、第20号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、保健センター所管の令和4年度当初予算議案2件につきまして御説明いたします。

まず、議案第19号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算について御説明申し上げます。

議案集は802ページからとなります。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,344万2,000円と定めるものであります。前年度と比較し、102万5,000円の増額となっております。

まず、803ページの歳入で、分担金及び負担金を1,334万1,000円計上しております。運営費を西臼杵3町にて負担していただくものでありますが、職員を介護保険事業の業務と兼務しているため、人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を西臼杵3町にて負担するものであります。

次に、804ページの歳出ですが、介護認定審査会の運営費としまして1,344万2,000円の計上で、審査会委員の報酬、審査システムの使用料、職員の人件費が主なものであります。

806ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、議案第20号令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算につきまして御説明いたします。議案集は902ページからとなります。

まず、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,926万5,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,141万円と定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条で、予算の流用について定めております。

次に、905ページからの保険事業勘定ですが、前年度と比較して8,413万9,000円の増額となっております。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、保険料が2億4,555万6,000円の計上で、65歳以上の第1号被保険者からの保険料であります。

次に、分担金及び負担金が324万円の計上で、事業利用者の負担金であります。

次に、国庫支出金が3億9,167万4,000円、支払基金交付金が3億6,894万

7,000円、県支出金が2億1,142万円、それぞれの計上ですが、保険給付費等に係る負担割合に応じた計上であります。

次に、繰入金が2億3,770万3,000円の計上で、保険給付費等に対しての一般会計からの繰入金であります。

次に、906ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

総務費が3,190万3,000円の計上で、職員の人件費、介護認定調査等の経費が主なものであります。

次に、保険給付費が12億8,268万3,000円の計上で、対前年度比9,064万円の増額となりましたが、サービス利用による保険給付費の見込みによる計上であります。

次に、地域支援事業費が1億2,351万3,000円の計上で、対前年度比314万3,000円の増額となりました。3年度実績見込みを基にした計上であります。

次に、予備費として1,427万1,000円、諸支出金が647万9,000円、保険料の還付金及び介護サービス事業勘定への繰出金を計上しております。

なお、908ページ以降に事項別明細書を添付しております。

次に、936ページからの介護サービス事業勘定ですが、前年度対比127万9,000円の減額で、配置職員の変更に伴う人件費の減額が主な要因であります。

937ページの歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、サービス収入が560万3,000円の計上で、要支援及び要介護の方のケアプラン作成による収入であります。

次に、繰越金が547万7,000円の計上で、保険事業勘定からによるものであります。

次に、938ページの歳出ですが、総務費が747万9,000円の計上で、職員の人件費及び研修費が主なものであります。

次に、サービス事業費が393万1,000円の計上で、会計年度任用職員報酬、パソコンシステムの使用料が主なものであります。

940ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

町の高齢化率も43%を超えてまいりまして、それに伴い、保険給付費も増加傾向となっております。平均寿命が延びゆく中で、介護予防事業の必要性がますます高くなってまいります。町では、地域の住民の皆さんの御協力も頂きながら予防事業のますますの推進を図り、介護を受けずに済む健康寿命を延ばす取組を積極的に行ってまいります。

以上で、保健福祉総合センター所管の議案2件についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第22号について、病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 議案第22号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算について御説明いたします。

議案集の1,020ページを御覧ください。

まず、第2条では、業務予定量を定めております。病床数は、一般病床60床、療養病床60床、計120床となっております。年間患者数は、入院3万2,850人、外来9万3,480人、1日平均患者数は、入院90人、外来380人と見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、医療機器などの有形固定資産購入費8,663万8,000円を計上しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、病院事業収益の総額を20億8,273万4,000円、内訳は、医業収益を18億9,011万5,000円、医療外収益を1億9,261万9,000円、また、支出につきましては、病院事業費用の総額を23億9,366万9,000円、内訳は、医業費用22億4,704万3,000円、医療外費用1億4,662万4,000円、特別損失額2,000円を計上しております。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、資本的収入の総額を1億3,864万5,000円、内訳は、負担金1億3,589万5,000円、繰入金275万円、また、支出につきましては、資本的支出の総額を2億7,353万7,000円、内訳は、建設改良費1億632万6,000円、企業債償還金1億6,121万1,000円、就学資金貸付金600万円を計上しております。

次に、第5条では、予定支出の項目の経費の金額を流用することができる場合として、次のように定めるものであります。

業務量の増加等に伴い、病院事業の業務のため、直接必要な経費に不足を生じたときと定めております。

次に、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、（1）職員給与費13億200万円、（2）公債費150万円、（3）訪問看護費のうち職員給与費を3,805万1,000円と定めるものであります。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を3億2,599万2,000円と定めるものであります。

第8条は、重要な資産の取得及び処分について定めるものであり、取得する資産、処分する資産につきましては、レントゲン画像システムの入替えを予定をしております。

説明は以上でございますが、1,022ページ以降に、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書等の附属書類を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、議案第24号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、承認第1号から日程第31、議案第24号までの合計27件について、説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第24号を除く質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第24号の議案熟読のため、午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議案第24号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第24号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員、議席番号11番、工藤博志議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	藤田 利廣議員	2番	田中 義了議員
3番	佐藤さつき議員	5番	板倉 哲男議員
6番	磯貝 助夫議員	7番	本願 和茂議員
8番	中島 早苗議員	9番	馬原 英治議員
10番	工藤 博志議員	12番	富高健一郎議員
13番	富高 友子議員	14番	佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

中島早苗議員、馬原英治議員、工藤博志議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票。賛成12票。

以上のおおり、賛成全員であります。したがって、議案第24号高千穂町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 2 時 25 分散会

---